

アセスメントの実施について

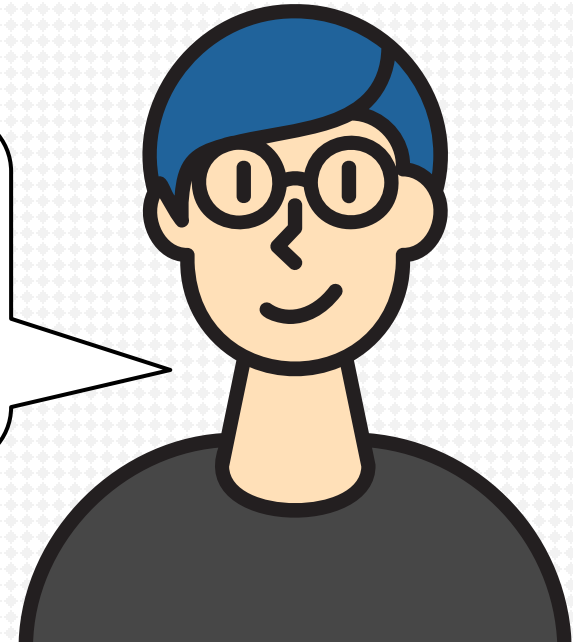


?

アセスメントシートについて、これまでの就労アセスメントでは事前打ち合わせ時に学校で作成したアセスメントシートを参加者で共有し、実習後の振り返り時に就労移行支援事業者が作成した評価のアセスメントシートを共有していた流れだったと思います。これから始まる就労選択支援では、これまでの就労アセスメントで行われていたようなアセスメントシート作成の流れとは異なるということでしょうか？

湖南地域においては、「様式は変更するがこれまで通りの流れで進めていく」という形になります。

これまで学校や圏域によって、様式や流れが多少異なっている部分がありました。今後、湖南地域では地域で確立していたこれまでの流れを踏襲した形で進めていく予定です。



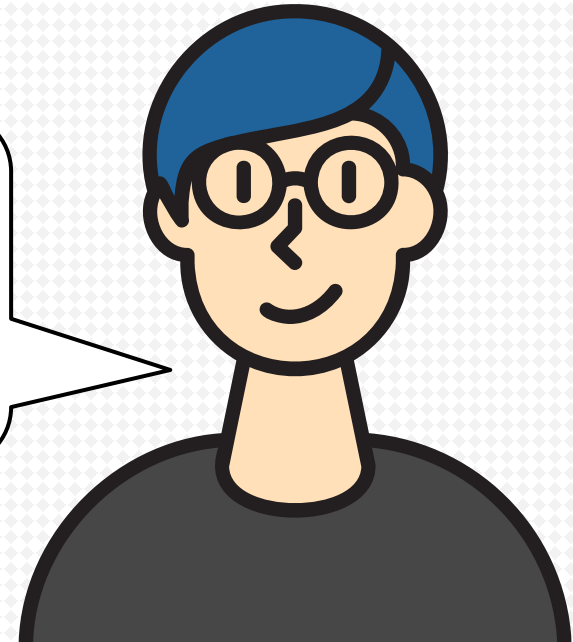
アセスメントの実施について



?

アセスメントシートの「協同評価」について、評価を聞いた上での本人による再評価、とのことですが、相手の意見を受け入れることが難しかったり、過小評価・過大評価をしてしまう人についての第三者の意見はどこかに書かれたりするのでしょうか？なにもないと自分の気づきにはなりにくい気がします。

支援者の視点についてはアセスメントシートの総評などに事実文として記載されることは想定できますが、基本、就労選択支援事業におけるアセスメントは、「査定」や「評価」といった一方向（評価者→対象者）で行われるものとは異なります。支援者から観察できたものも含めながら利用者の自己理解や気づきに、基づいて作成されるのがアセスメントシートです。必要な第三者意見は備考や総評に記入可能です。

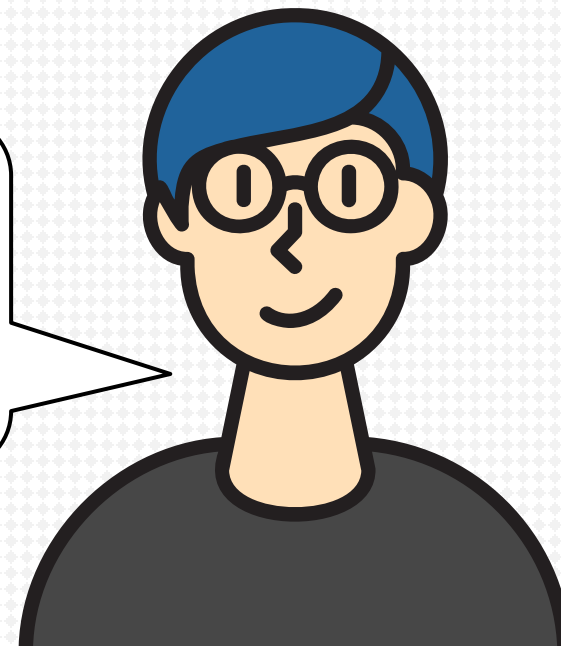


学生の利用について



障がいがありながら、一般の大学に行っている方を数名支援しています。現在3回生で、大学の障がい学生サポートや就職相談窓口なども活用されているようです。「卒業後の進路について検討する段階で実施」と記載がありましたが、一般の大学から、選択支援事業についての問い合わせ等もありますか？一般の大学が、どれほどこの事業の存在に関心があるのか、もし分かれば知りたいです。

これまで一般の大学から問い合わせなどはありませんでした。高等学校や大学・短大などについては、就労選択支援事業に関する情報がまだまだ行き届いていないと思われます。具体的なケースを通じて就労選択支援事業の活用が広がっていくことが望めます。



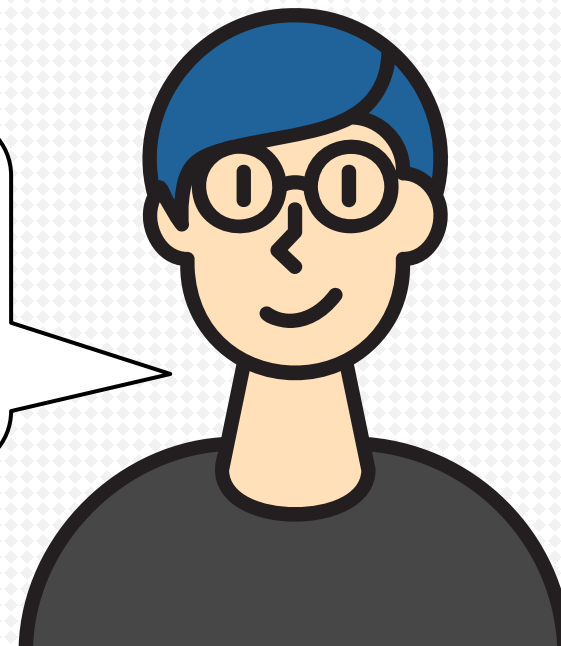
学生の利用について



?

中学3年生が高校に進学するのではなく、福祉的就労を希望した場合も、中学校から各市の障害福祉課に連絡すれば、障害福祉課が説明、手続きを進めてくれるのですか？本人や保護者が希望しているのに、他の課に相談しなさいなど、就労選択支援事業を拒否することはありますか？

中学生（15歳以上）においても「成人みなし」の認定を行うことでサービスの利用は可能だと思います。ご家族や中学校の担任教諭等から住まいの市障がい福祉課へ相談していただくとよいかなと思います。その後の具体的なサービス調整については、一般的なサービス利用の流れと同じになります（他サービスと同様、市障がい福祉課がすべて手続きを進めるというわけではありません）。



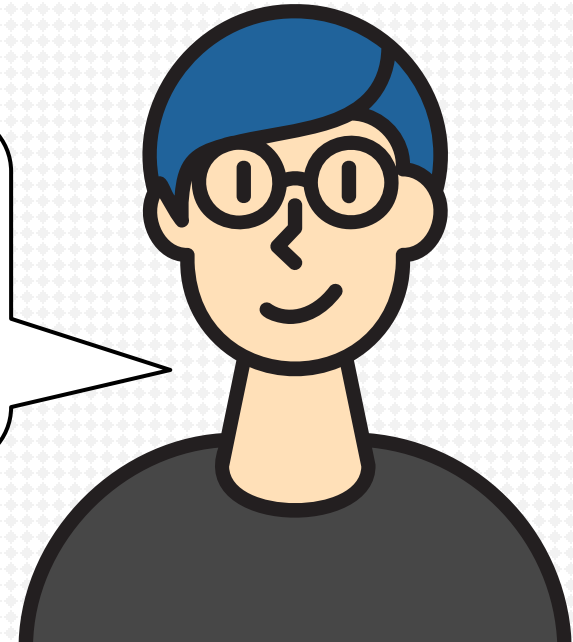
協議会の評価について



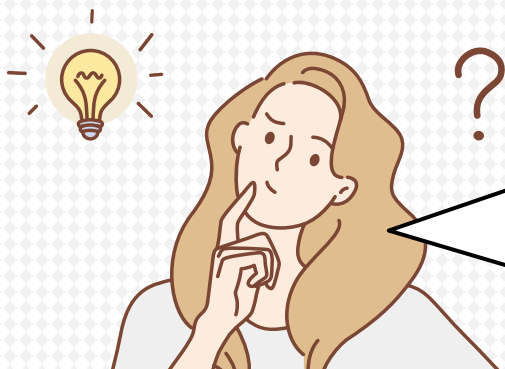
指定申請の際に添付する「自立支援協議会の評価」の方法と内容を教えてください。

評価の方法と内容についてはまだ決まっていません。

今後、各福祉圏域の自立支援協議会において評価の在り方について検討される予定です。
各圏域ごとに構築された評価基準等については、後日県のホームページで公開される予定とのことです。



圏域を超える場合について



圏域によっては、就労選択支援事業を始めるに当たって差があります。当面は就労アセスメントとの併用はできるとありましたが、圏域に就労移行支援事業所の数が限られている場合、対象者の数が増えれば対応不可能です。よって、これまでどおり、要相談で他圏域の事業所を利用するのも有りでしょうか？

就労選択支援の対象者について

○ 就労移行支援又は就労継続支援B型を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援B型を利用している者

就労選択支援の施行に伴い、就労継続支援B型は、令和7年10月より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となることから、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、就労選択支援を予め利用すること。（なお、50歳に達している者や障害基礎年金1級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者等については、就労選択支援事業者によるアセスメントを行うことなく、就労継続支援B型の利用が可能。）

- ただし、
- ・最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合
 - ・利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合は、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用を認める。

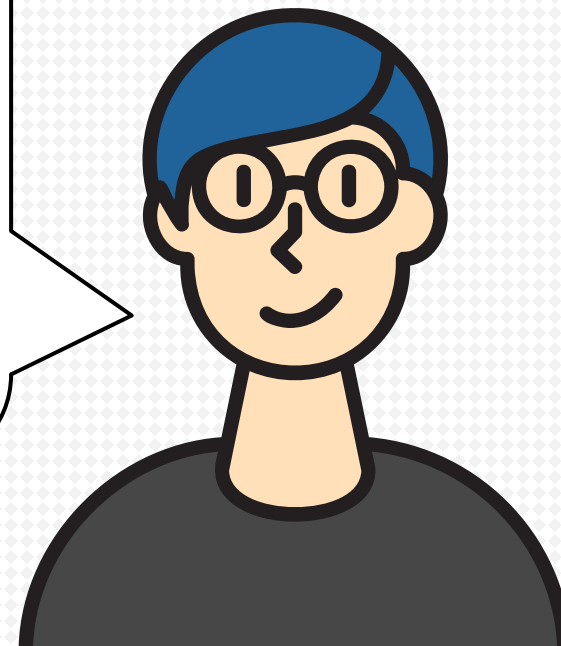
※以下に記載する対象者は、障害者本人の希望に応じて就労選択支援を利用することができる。

- ・新たに就労継続支援A型や就労移行支援を利用する意向がある障害者
- ・就労経験がある者（年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者に限る。）、50歳に達している者、障害基礎年金1級受給者のいずれかであって、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある障害者
- ・既に就労移行支援又は就労継続支援を利用しており、支給決定の更新等の意向がある障害者

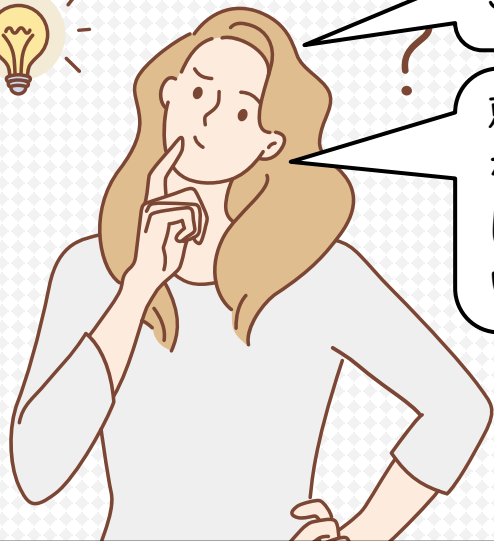
就労選択支援事業所においては、利用者に対して、就労に必要な知識や能力の向上に資する事業所等を適切に情報提供できるよう、日頃から地域の社会資源等に関する情報収集に努めるとともに、利用者の希望や能力、適性等に応じた事業所等を見極めて情報提供すること。

サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者

制度上は他圏域（他地域）の事業所を利用することは可能です（但し、利用する事業所の対象地域範囲であるかを確認する必要があります）。できれば支給決定権者等に相談しながら利用調整を図っていくことが望まれます。



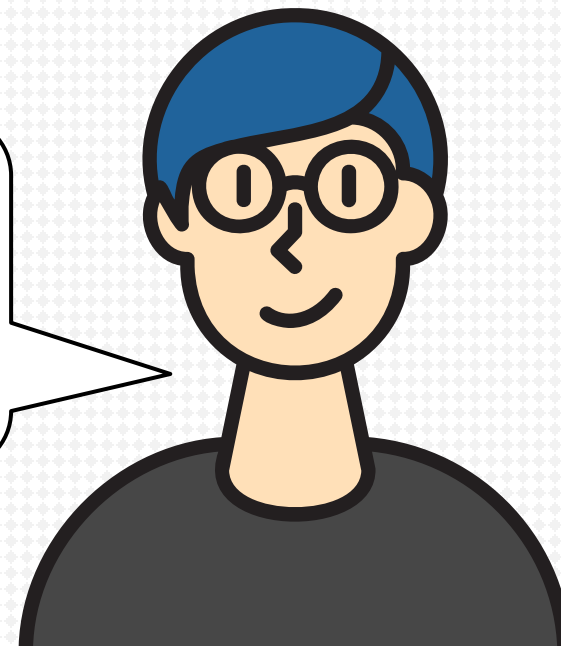
支援終了後について



就労選択支援を利用して本人が自分に合った福祉サービスの利用または、一般就労を目指すことになった場合の流れについて教えてほしいです。

就労選択支援事業を利用することで、利用者の方にとって適切な就労先を選んで行くことになるかと思うのですが、事業を利用した後の具体的な動き（就労先をどの様に探していくか）はどんな感じになるのでしょうか？アセスメント結果の引き継ぎとありますが、その辺りを教えていただきたいです。

就労選択支援の利用後、福祉サービスを利用する方向となった場合は、特定相談支援事業所などを活用して具体的な利用先を模索していく流れとなります。利用先には就労選択支援事業の利用の中で作成されたアセスメント結果が引き継がれることとなります。一般就労を目指すことになった場合は、就労選択支援事業所から必要な支援機関へ繋いでいくこととなります。

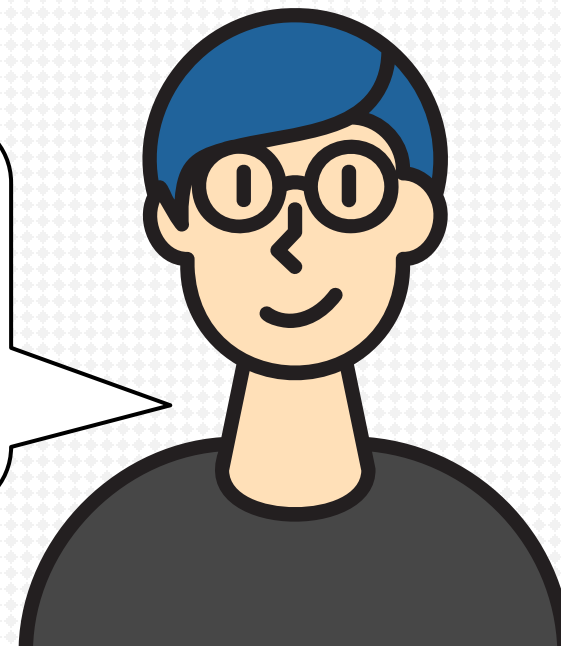


支援範囲について

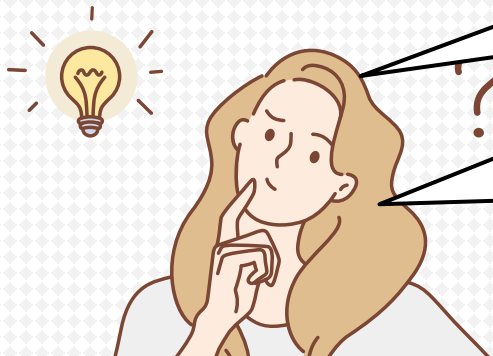


市や相談事業者につながったことがない人が、この事業を利用したあと、本人が希望した場合、市の障がい福祉課が就労するまで支援してくれるのですか？

就労選択支援事業を利用する際、利用できる特定相談支援事業所が見つからなかった場合、必要に応じてお住まいの市障がい福祉課または市の委託相談支援事業所がサポートする形となります。就労選択支援事業の利用後、別の福祉サービスを利用するためサポートを受けたいということであれば、再度、利用できる特定相談支援事業所を探していくことになります。それでも利用できる事業所が見つからなかった場合は、市障がい福祉課または市の委託相談支援事業所が引き続きサポートすることとなります。



支援決定について



モニタリングとして利用する場合、利用している就労支援と併用できますか？一度退所が必要でしょうか。

就労継続支援利用中の方で一般就労を考えておられる方は支給決定が重複しますがどのようにしたら良いのでしょうか？

就労選択支援と他のサービスとの同一日の利用について（新）

概要

- 障害福祉サービスは、報酬が重複しない利用形態であるならば、市町村がその必要性について適切に判断し、特に必要と認める場合は併給を妨げないものとしている。（介護給付費等の支給決定等について（平成19年障発第0323002号部長通知））

方向性

- 就労選択支援も、他のサービスを同一日に利用することが想定され、例えば、以下のようなサービスについて支援内容・報酬に重なりはなく、同一日に併給できる。

①放課後等デイサービスとの同日利用

（例）満18歳未満の障害児が、日中に特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用した後、夕方に放課後等デイサービスを利用する。

・就労選択支援は、授業の時間帯も活用して、卒業後の就労に向けて客観的かつ専門的なアセスメント等を行うサービスである一方、放課後等デイサービスは、授業の終了後等に生活能力の向上のために必要な支援等を行うサービスであって、就労に向けたアセスメント等の支援は含まれない。そのため、支援内容・報酬に重なりはなく、同一日に併給できる。

②障害児入所施設との同日利用

（例）障害児入所施設の入所児童が、日中に特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用する。

・就労選択支援は、就労に関する客観的かつ専門的なアセスメントを行うサービスである一方、障害児入所支援は、保護や日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行うサービスであるが、就労に向けたアセスメント等の支援は含まれない。そのため、支援内容・報酬に重なりはなく、同一日に併給できる。

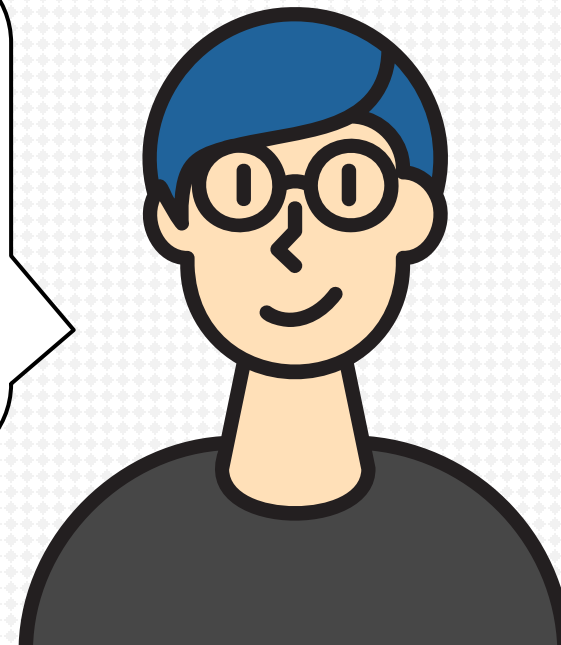
（参考）障害福祉サービスの日中活動サービス（※）については、どちらも日額報酬であり、日中のまとまった時間帯の支援が想定されていること、就労移行支援体制加算が算定でき、就労に向けた支援が想定されていることから支援の重なりがあると考えられ、就労選択支援の報酬を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。（相互の合議による報酬の配分により、両サービスを同一日に利用することを妨げるものではない。）

（例）午前に就労継続支援B型を利用し、午後就労選択支援を利用する

※日中活動サービス…生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く）、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）

同一日に他の日中活動サービス（就労移行、就労継続支援、自立訓練、生活介護等）を利用することはできるので退所（利用終了）する必要はありません。

※但し、同一日に重複して報酬を算定することはできません（児のサービスを除く）。

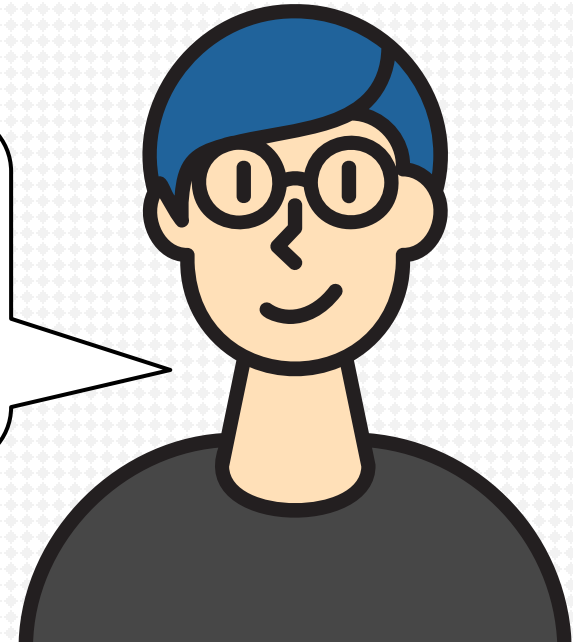


支給決定期間について



アセスメント期間5～10日と幅をもたせておられますが、期間を設定する基準みたいなものはあるのでしょうか？

基本は5日程度になることが多いと思われます。これまで湖南圏域で取り組まれていた就労アセスメントにおいては、対象者の状況などを踏まえ3日～10日の範囲程度で実施されてきました。就労選択支援事業においても同じような形になることが想定されます。利用対象者の状況・障がい特性等を踏まえ、「どれくらいの日数で実施することがご本人の可能性に繋がるのか?」、その視点を大事にして検討していく必要があります。



支給決定期間について



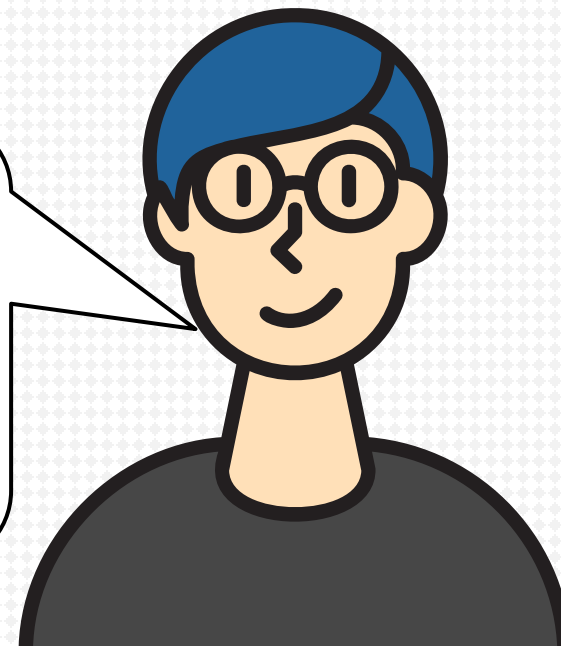
?

就労選択支援の相談から支給決定に1~2ヶ月、就労選択支援サービスに1ヶ月以内かかる
とのことですが、その後に1から就労系サービスの支給決定の手続きとなる認識で良いでしょ
うか？福祉就労を希望する方の最初の相談から「就労系サービスの利用開始まで」の期間は
どれくらいを想定されていますでしょうか？

その認識でよいと思われます。

早い段階（具体的な働き方を考え始めるとき）で就労選択支援事業の利用を考え、利用した
後に就労系サービスを利用したいということになった場合、具体的にサービス事業所を探して
いくような流れで取り組めるとよいのではないかと思います。

時間をかけて丁寧に支援する中で福祉就労を目指していけるようになれば、よりご本人に
あった場所に繋がっていけるのではないかと思います。



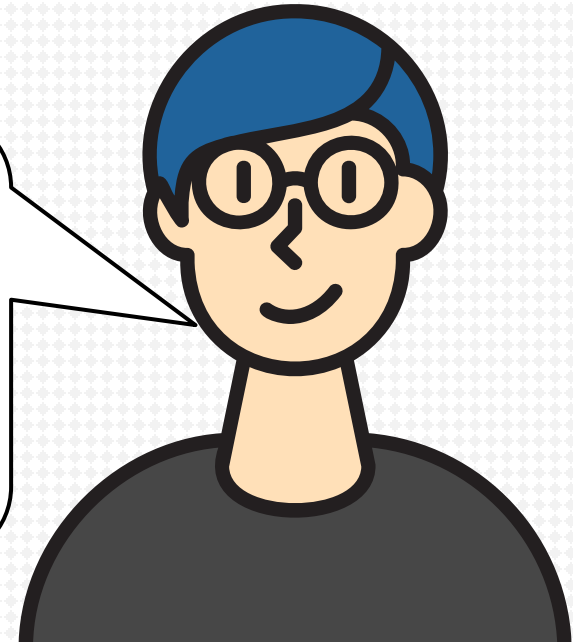
支給決定期間について



?

例えば、10月15日から就労選択を利用する場合、11月14日まで利用ができるという事でよかったですか？それとも11月30日までですか？

「原則1か月」となっていますが、事務処理要領に基づくと上記の場合、11月30日まで支給決定を打つことができます。但し、実際にどの期間で支給決定を打つかについては支給決定権者（市）の裁量となりますので、詳しいことはお住いの市障がい福祉課へご相談ください。



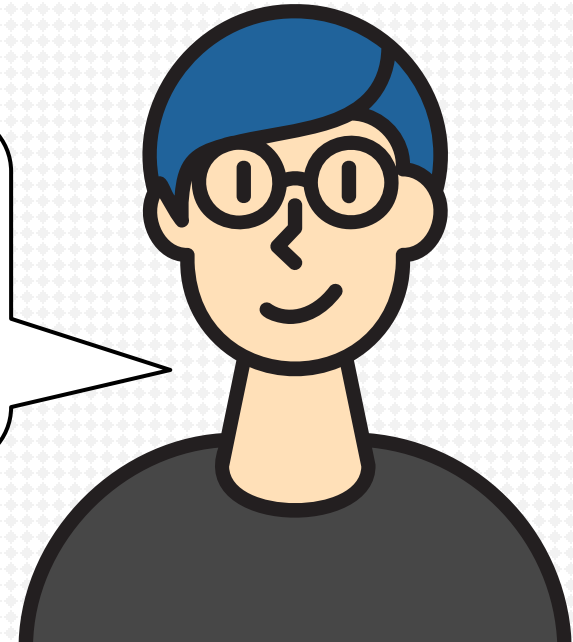
就労アセスメントについて



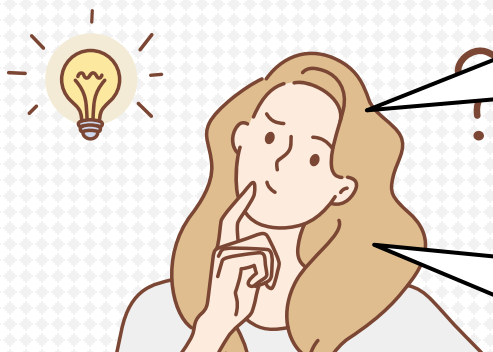
?

就労移行を利用してアセスを行う場合でも就労選択の基準を適用とのことですが、就労困難性にかかるシートの活用や決定期間(最長2か月)等、就労選択の運用を適用するということでしょうか？

支給決定期間は、これまで就労移行支援事業所における就労アセスメントにおいても、「基本1ヵ月」(就労選択支援事業と同じ)として運用されてきました。就労困難性の判断については令和7年10月から就労移行支援事業所における就労アセスメントにおいても同じ仕組みが適用されることとなります。



就労困難性について



いろいろなツールとその活用時期について説明がありましたが、「就労の困難性にかかる情報シート」はどこにあって誰が使うことを想定されていますか？市役所の障がい福祉課以外の課で使うことも考えておられますか？（就労相談、発達相談など）

対象者について、「就労困難性にかかる情報シート」の具体的な活用場面を教えてください。例えば「10年前に3週間アルバイトをしてたんです」と言われた方は就労経験があるとみなすのか、など…

就労選択支援の対象者について

○ 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

就労選択支援の施行に伴い、就労継続支援B型は、令和7年10月より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となることから、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、就労選択支援を予め利用すること。（なお、50歳に達している者や障害基礎年金1級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者等については、就労選択支援事業者によるアセスメントを行うことなく、就労継続支援B型の利用が可能。）

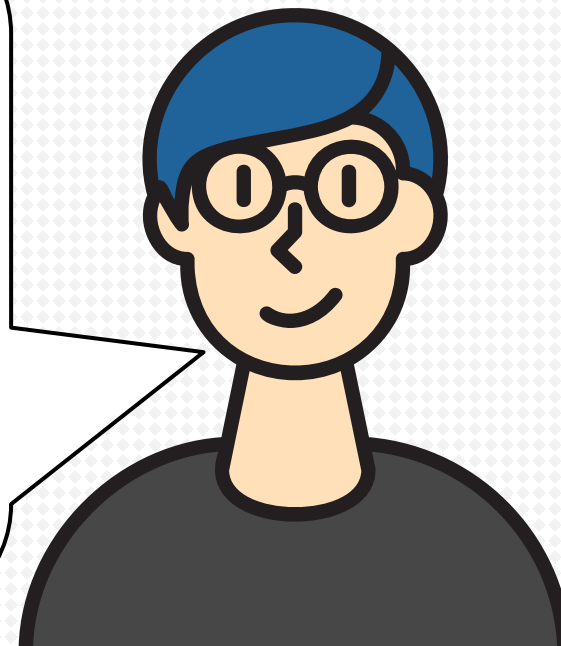
ただし、
・最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合
・利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合
は、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用を認める。

※以下に記載する対象者は、障害者本人の希望に応じて就労選択支援を利用することができる。
・新たに就労継続支援A型や就労移行支援を利用する意向がある障害者
・就労経験がある者（年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者に限る。）、50歳に達している者、障害基礎年金1級受給者のいずれかであって、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある障害者
・既に就労移行支援又は就労継続支援を利用しており、支給決定の更新等の意向がある障害者

就労選択支援事業所においては、利用者に対して、就労に必要な知識や能力の向上に資する事業所等を適切に情報提供できるよう、日頃から地域の社会資源等に関する情報収集に努めるとともに、利用者の希望や能力、適性等に応じた事業所等を見極めて情報提供すること。

サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者

情報シートは今後、市の障がい福祉課や相談支援事業所などで入手できる予定です。第三者の支援機関が把握している就労経験を含めた内容で作成される就労困難性にかかる情報シートにより支給決定権者（市）が判断する形となります。市役所の障がい福祉課以外の課で使用するかについては、他市によって異なる可能性があるため、各市の障がい福祉課へご確認ください。



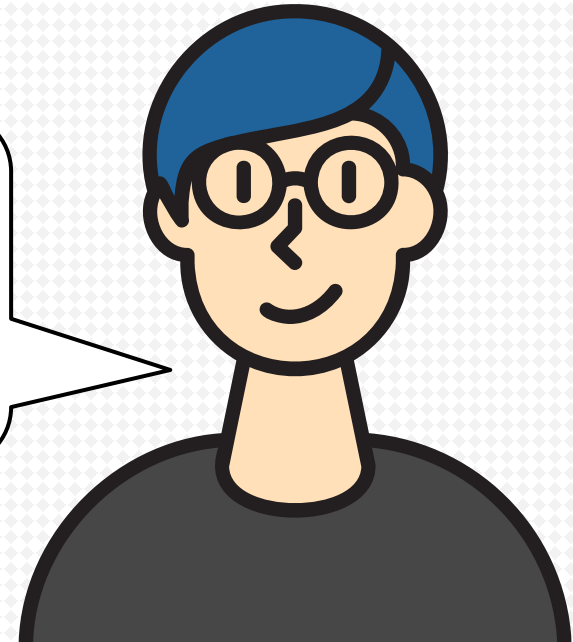
就労困難性について



?

第三者の支援機関が誰もいない人は？（どこともつながっていない人が就労を希望される場合が多いです。）

基本、就労選択支援事業を利用していただき、自分にどんな選択肢があるか？どんな仕事や環境が良いのかを知ってもらえる機会を提供していくこととなります。



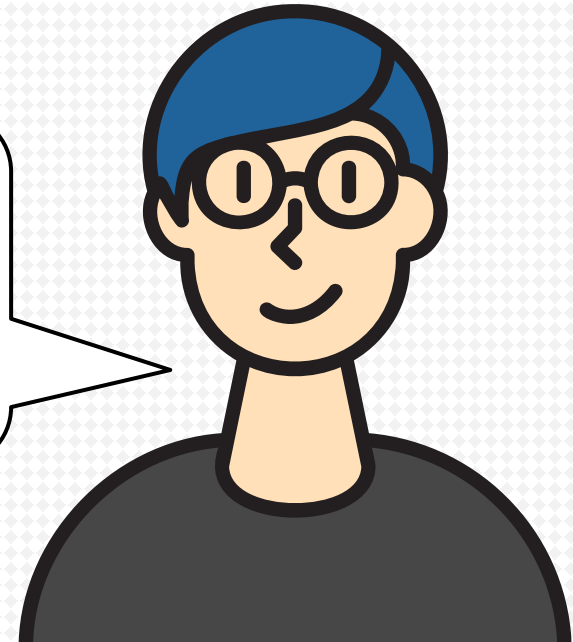
新規A型利用者について



?

湖南圏域では、令和9年を待たずA型利用したい方も、就労選択支援事業を利用しようという流れでしょうか。

国の基準通りA型を利用したい方については、「希望に応じて利用」となります。令和9年4月からは原則利用となります。

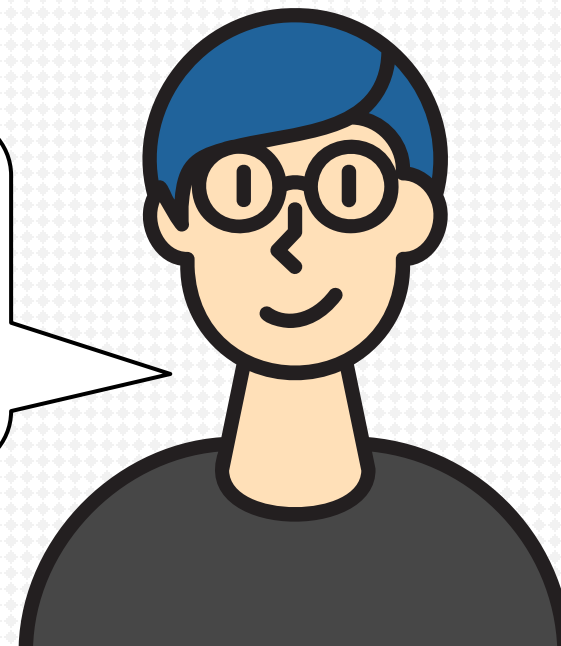


入院中の方について

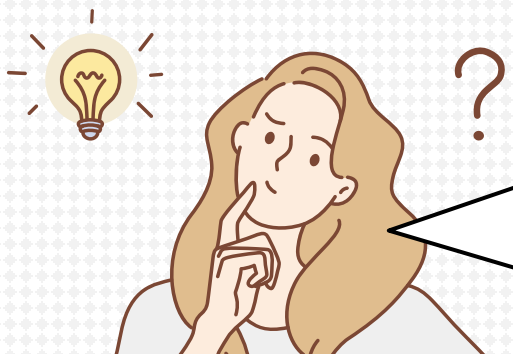


入院中に就労選択事業を利用する事は可能ですか？入院中なので、特定相談支援の利用は出来ないと思うので、その場合はセルフプランで申請するという認識で良かったですか？

入院中の方については基本、就労選択支援事業が利用できません。制度設計上としては、退院後に利用していただく形となります。
対象者の状況によって退院後では負担が大きくなりすぎることも想定されます。なるべく早い段階（入院中）で市障がい福祉課や相談支援事業所に相談してみてもいいでしょうか。



利用について



就労希望がある利用者が、就労選択支援事業の利用と1ヶ月間の就労移行支援事業の利用を迷われた時に、利用するサービスを選択するポイントについて教えてください。(標準利用期間以外で)

就労選択支援の対象者について

○ 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

就労選択支援の施行に伴い、就労継続支援B型は、令和7年10月より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となることから、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、就労選択支援を予め利用すること。(なお、50歳に達している者や障害基礎年金1級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者等については、就労選択支援事業者によるアセスメントを行うことなく、就労継続支援B型の利用が可能。)

ただし、
・最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合
・利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合
は、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用を認める。

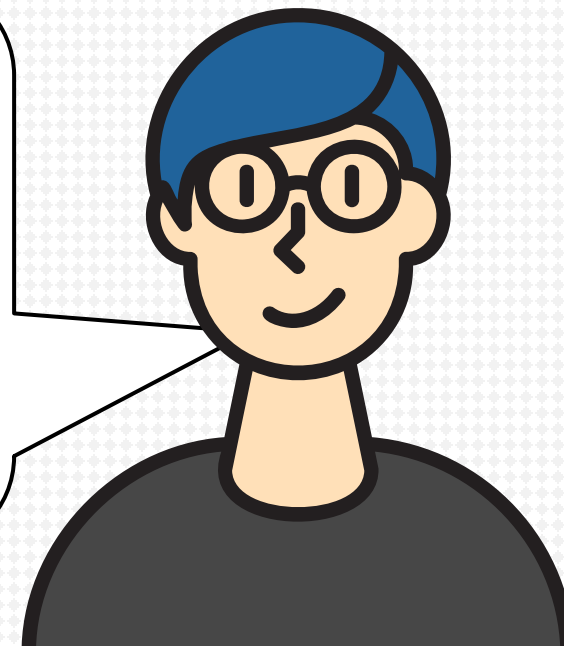
※以下に記載する対象者は、障害者本人の希望に応じて就労選択支援を利用することができる。

- ・新たに就労継続支援A型や就労移行支援を利用する意向がある障害者
- ・就労経験がある者(年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者に限る。)、50歳に達している者、障害基礎年金1級受給者のいずれかであって、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある障害者
- ・既に就労移行支援又は就労継続支援を利用しており、支給決定の更新等の意向がある障害者

就労選択支援事業所においては、利用者に対して、就労に必要な知識や能力の向上に資する事業所等を適切に情報提供できるよう、日頃から地域の社会資源等に関する情報収集に努めるとともに、利用者の希望や能力、適性等に応じた事業所等を見極めて情報提供すること。

サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者(下記以外の者)	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者(就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者)	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者

それぞれのサービスの目的を踏まえて考えるのも一案かと思われます。
就労選択支援事業は障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう支援するサービスで、就労移行支援事業は一般就労等に向けて支援するサービスです。



利用対象者について



?

過去に就労系サービスを利用したことがある人に対しても就労選択支援を案内することになりますか？

現段階で一概に回答ができません。

対象者の範囲である「新たに利用する意向がある」という言葉をどのように捉えるか？という検討になります。前もって市障がい福祉課に相談しながら進めていくことが重要になります。

